

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正に
ついて

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を次のように改正
する。

2021年（令和3年）2月3日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2021年（令和3年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、更なる教員の働き方改革の推進に向け、教育委員会職員である部活動指導員の勤務時間等の特例に関する規程の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4職種が部活動指導員である者の項中「4時間」を「6時間」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成21年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

【改正後（案）】

別表第4（第2条関係）

対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が部活動指導員である者	4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1 勤務は午前8時30分から午後6時30分までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		条例第3条の規定により任命権者が定める日

【現行】

別表第4（第2条関係）

対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が部活動指導員である者	4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後6時30分までの間の4時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		条例第3条の規定により任命権者が定める日